



御前崎市景観計画
朝比奈地区・重点地区計画

ASAHINA

令和 7 年 3 月 24 日（公布）、同年 7 月 1 日（施行）

《 目 次 》

I	はじめに	1
II	重点地区とは	3
	1. 目的	
	2. 構成	
III	対象区域	5
IV	景観まちづくりの基本方針	8
	1. 目標	
	2. 基本方針の体系	
	3. 基本方針	
V	良好な景観の形成のための行為の制限	16
	1. 良好な景観の形成のための行為の制限について	
	2. 行為の制限・設定の考え方	
	3. ゾーン区分	
	4. 届出対象行為	
	5. 景観形成基準	
	6. 努力事項	
VI	良好な景観形成に向けた取組み	30

I はじめに

朝比奈地区は、緑豊かな自然の中に農地（茶畑や田畑）に囲まれる里山景観や茶園・公園等を活用したにぎわいの景観を有している地区であり、特に、あらさわふる里公園北側に位置する展望台周辺から浜岡砂丘までの眺望は、この地区でしか見ることができない特徴的な景観です。

さらに、大井川流域・牧之原大茶園景観形成行動計画の重点区域や御前崎市都市計画マスタープランの観光拠点等に位置づけられ、良好な景観保全や観光振興が望まれています。

しかし、近年太陽光発電施設や農地の荒廃化等により、特徴的な景観が失われてゆく恐れがあります。

このことから、特徴的な景観が維持され、「愛着や誇りを持ち住み続ける・魅力を感じ来訪しなくなる朝比奈地区」を形成するため、良好な景観の保全や魅力向上※を図ることを目的とします。

※ 景観を保全するだけでなく、地域の魅力を高めることで、阻害する要因が発生しないようにする。魅力を高め
て外貨を稼ぐことで、良好な景観を維持・向上させる。

■ 景観の現況



Ⅱ 重点地区とは

1. 目的
2. 構成

1. 目的

景観計画の策定だけで終わらず、「愛着や誇りを持ち住み続ける・魅力を感じ来訪したくなる朝比奈地区」＝地域活力や地域経済の向上を目指すため、景観法に基づく景観計画区域のうち、特に良好な景観形成に取り組む地区を「重点地区」として指定します。

指定により、地区の状況や目標に即した景観形成基準等の設定・誘導や、景観と観光を結び付けた景観まちづくりに係わる取組みや活動を活性化させることで、市民・事業者・行政協働の取組みを推進することを目的とします。

※ 地域経済とは、観光人口や滞在時間の増加により、外貨を稼ぐことをイメージしています。

2. 構成

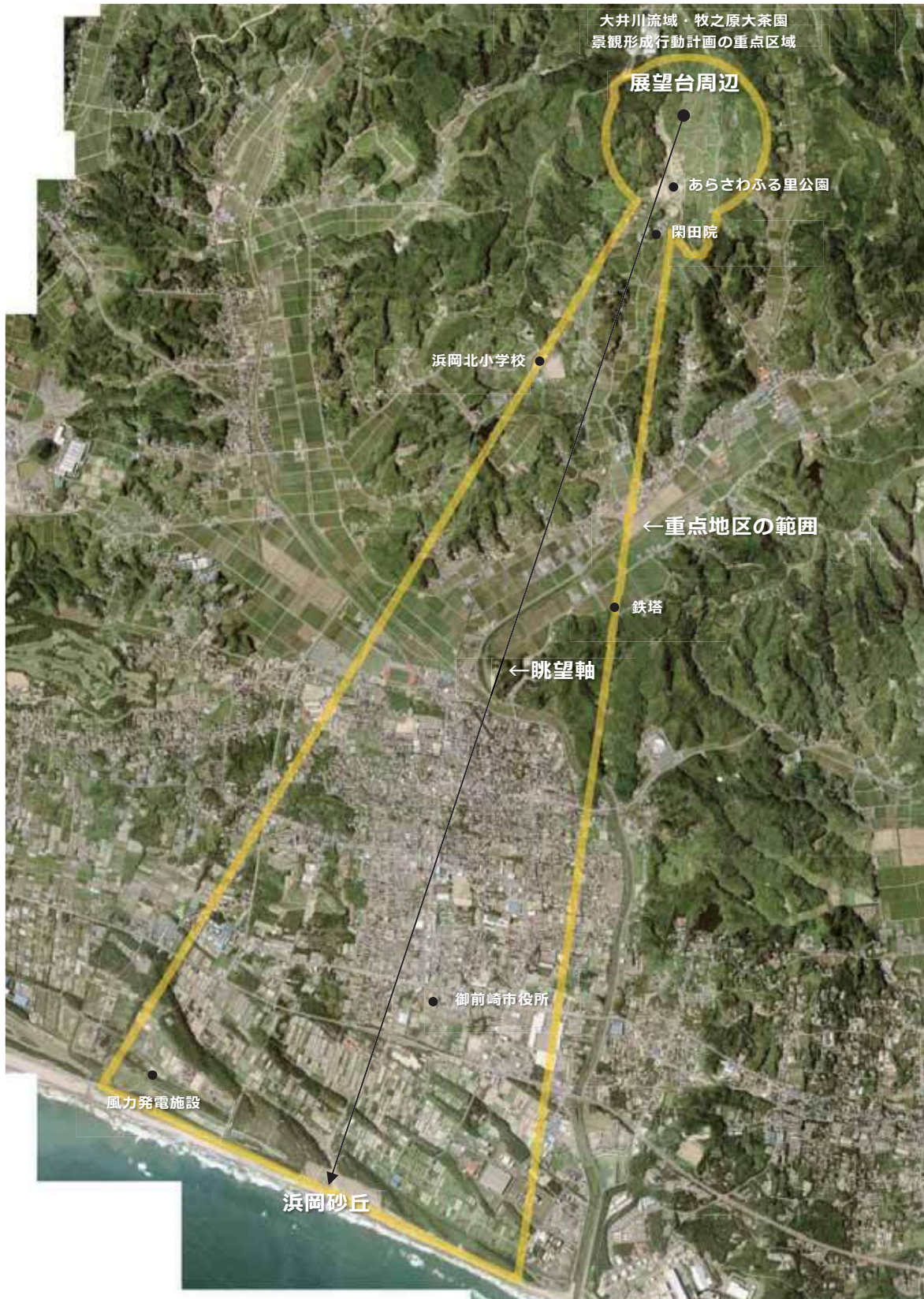
計画は以下のとおり構成します。

構成		概要	景観法
I はじめに (各地区の狙い)	－	－	－
II 重点地区とは	1. 目的	－	－
	2. 構成	－	－
III 対象区域	－	・計画の対象となる区域。	法第8条第2項第1号 (必須事項)
IV 景観まちづくりの基本方針	1. 目標	－	－
	2. 基本方針	－	法第8条第3項 (望ましい事項)
V 良好な景観の形成のための行為の制限	1. 行為の制限について	・行為の制限の概要と考え方を記載。	－
	2. 行為の制限の考え方		
	3. ゾーン区分	・行為の制限の基準について、計画の対象となる区域を区分して設定。	－
	4. 届出対象行為	・建築物の建築や工作物の建設等の届出を必要とする行為に対して、行為の制限の基準（景観形成基準）を定め景観を誘導する。	法第8条第2項第2号 (必須事項)
	5. 景観形成基準		
	6. 努力事項		
VI 良好な景観形成に向けた取組み	－	・良好な景観形成のための取組みを記載。	－

Ⅲ 対象区域

展望台周辺から浜岡砂丘までの特徴的な眺めを眺望軸として位置づけ、眺望軸を中心に見渡すことができる範囲と展望台及び公園周辺（大井川流域・牧之原大茶園景観形成行動計画の重点区域）を重点地区の対象区域とします。

■ 眺望軸と対象区域



■ 展望台周辺から浜岡砂丘までの眺望（広域）



■ 展望台周辺から浜岡砂丘までの眺望（拡大）



IV 景観まちづくりの基本方針

1. 目標
2. 基本方針の体系
3. 基本方針

1. 目標

**山、農地、集落、砂丘・海が一望でき、多様な生物や自然とふれあえる、
豊かな自然との一体感を楽しむことができる景観を
後世に引き継ごう**

朝比奈地区には、牧之原台地から続く緑豊かな自然と茶畑、これらに囲まれたあらさわふる里公園が存在している。

あらさわふる里公園の展望台周辺からは、緑豊かな自然、公園、茶畑・田畑・集落、市街地、浜岡砂丘、海の景観が一望できる。また、良好な眺めだけでなく、そこで行われるにぎわいの景観（BBQ、イベント、公園での遊び、野菜の購入等）、鳥のさえずりや花々に集まる昆虫などの多様な生物、山々を抜ける心地よい風、季節によって移ろう木々や花々の色合い等と触れ合うことができ、豊かな自然からなる景観との一体感を楽しむことができる。

しかしながら、少子・高齢化や担い手の減少により、茶畑の荒廃化が進んでいる。さらに近年の再生可能エネルギー導入の高まりを受け、太陽光発電施設が荒廃地や農地等に発生することで、良好な景観が阻害される恐れがある。

このことから、展望台周辺からの景観に係わる公園管理者、あらさわ地区農地保全の会、農家・所有者、活動団体、住民、行政等が協働で良好な景観保全や魅力向上に努め、特徴的な景観を後世に引き継いでいくことを目指す。

2. 基本方針の体系

1 【守る】朝比奈地区らしい景観を保全し、受け継いでいく

- ① 自然、公園、里山・田園集落等の豊かな資源が一体的に形成する景観を保全する

2 【磨く】良好な景観が伝わるようにする・景観を活用し魅力を高める

- ① 誰でも利用しやすく、利便性に配慮したおもてなしの場を作る
- ② 自然の中でにぎわう景観を作る

3 【協働】協働で景観まちづくりを進める

- ③ 公園管理者、農家、住民、その他事業者、行政の協働で取組む

3. 基本方針

1 【守る】朝比奈地区らしい景観を保全し、受け継いでいく

① 自然、公園、里山・田園集落等の豊かな資源が一体的に形成する景観を保全する

朝比奈地区の特徴的な景観は、あらさわふる里公園の展望台周辺から見る事ができる、自然、公園、里山・田園、集落等の豊かな資源が一体的に形成する景観です。

これからも、この特徴的かつ良好な景観を引き継いでいくために、適切な維持管理や農作物の転換、建物や工作物の意匠形態・色彩等の誘導を行い、景観を保全していきます。

【具体的な取組み（例）】

- … 荒廃農地の増加が懸念されることから、田園地域の維持のために地域での管理を継続。
- … 荒廃農地対策として優良農地に再生できるよう、支援制度を周知。また、未来の農業者の育成と確保を検討、市民協働で農地を守る体制づくりを推進。
- … 農作物の転換などにより、農地の維持を図る。
- … 建築物や工作物の、意匠形態・色彩・素材等に係る基準を設け、景観誘導による保全を実施。 等



2 【磨く】良好な景観が伝わるようにする・景観を活用し魅力を高める

① 誰でも利用しやすく、利便性に配慮したおもてなしの場を作る

特徴的かつ良好な景観をより多くの人に知ってもらい・感じてもらうため、景観に配慮した展望台周辺への誘導サイン等に努めていきます。

【具体的な取組み（例）】

… 園内のサイン計画を検討。

… ユニバーサルデザインに配慮した公園整備を検討。

等

② 自然の中にぎわう景観を作る

あらさわふる里公園内で行われている、にぎわいの景観（BBQ、イベント、公園での遊び、野菜の購入等）も、特徴的かつ良好な景観の一部を形成しています。これからも多くの人に訪れ、楽しんでもらえるよう、イベントの継続やPR、周辺資源を活用したグリーンツーリズム等を検討し、にぎわいの景観づくりを心掛けていきます。

【具体的な取組み（例）】

… あらさわふる里公園は、周辺の農地を活用した体験農園などを行う拠点となる公園とする。

… 地元住民が公園を使い・愛着を醸成することが、これからはエリアの自然やにぎわいを維持していくことに繋がるため、自然の遊び方を伝える仕組みや活動体制を構築

… 地元と管理者が連携した新たな体験メニューの構築。

等



3 協働で景観まちづくりを進める

① 公園管理者、農家、住民、その他事業者、行政と協働で景観まちづくりに取り組む

朝比奈地区の特徴的かつ良好な景観は、緑豊かで豊富な自然だけでなく、公園管理者・農家・住民・その他事業者・行政の日々の暮らしや生業とともに協働で形成され、愛着によって守られてきた景観です。

これからも、市の資産として後世に引き継いでいけるよう、景観を協働で守り・磨いていきます。

また、景観をさらに維持・向上していくためには、多くの人に朝比奈地区と御前崎地区の両方に来てもらい、循環させることで地域経済を活性化させることも大切です。このため、相互をつなぎ、訪れる人を循環させる取組みについても協働のもと推進していきます。

【 具体的な取組み（例） 】

- … 管理者と協働であらさわふる里公園の継続的な維持管理を推進。
- … ふるさとが感じられる公園の景観がこれからも維持されるように、事業者や地域等が協働で植栽の剪定等を継続。
- … 管理者と協働でPRのためのパンフレットやwebなどを作成して発信。
- … その他の観光地や民間事業者と連携したアクセス方法を検討し、利便性に配慮したおもてなしの場づくりを推進。
- … 御前崎地区で実施されるイベントに朝比奈地区のお茶を持っていくなど、相互交流のイベントを検討。
- … その他、情報発信やアクセス方法についても相互の連携を検討して取組む。

等

□ コラム：地域などが景観形成に取り組んでいる事例

① 有限会社グランパークあらさわ：

-1 公園管理による、花々の景観の創出

- 里山を背景に、水と緑の豊かな自然と触れ合える多目的公園を有限会社グランパークあらさわが管理している。
- 豊かな自然に囲まれた公園内には四季折々の花々が整備され、豊かな景観を見ることができる。



-2 公園利用によるにぎわいの景観の創出

- また公園内にはバーベキュー広場や芝スキー場など、公園内を楽しむ施設があり、にぎわいの景観を創出している。



-2 各種イベント開催によるにぎわいの景観の創出

- さらに鯉のぼり揚げやジャンボカボチャ重さ当てクイズ、正月用ミニ門松・しめ飾り作り教室、梅・さくらまつりなど、四季に沿ったイベントが開催され、季節感のあるにぎわいの景観が創出されている。



出典：ふじのくに健康マイレージ、あらさわふる里公園 facebook

② あらさわ地区農地保全の会：

-1 農地の保全活動による、眺望景観の保全

- 展望台周辺からの素晴らしい景観を有している朝比奈地区だが、高齢化等により耕作放棄地が約 60%を超えたことに危機感を感じ、農家の有志でつくる「あらさわ地区農地保全の会」が農地の適切な維持管理を実施している。
- 農地の保全活動により、展望台周辺から美しい茶畑と自然等が見渡せる眺望景観が保全されている。



-2 耕作放棄地の作物転換による、農業景観の保全

- さらに担い手不足に伴う耕作放棄地を解消するため、将来耕作できなくなる茶園を栗畑に転換した。
- 作物転換により、農業景観がこれからも保全されていく。



出典：中日新聞（2023 年 12 月 10 日）

③ 閑田院：マルシェの開催による、にぎわいの景観の創出

- 飲食・物販・座禅体験・コンサートなど、地域の魅力発信とともにお寺を身近に感じるために、閑田院周辺を活用したマルシェを開催。
- 建物内外を活用することで、豊かな自然の中でのにぎわいの景観が創出された。



出典：曹洞宗 普巖山 閑田院 facebook

V 良好な景観形成のための行為の制限

1. 良好な景観形成のための
行為の制限について
2. 行為の制限・設定の考え方
3. ゾーン区分
4. 届出対象行為
5. 景観形成基準

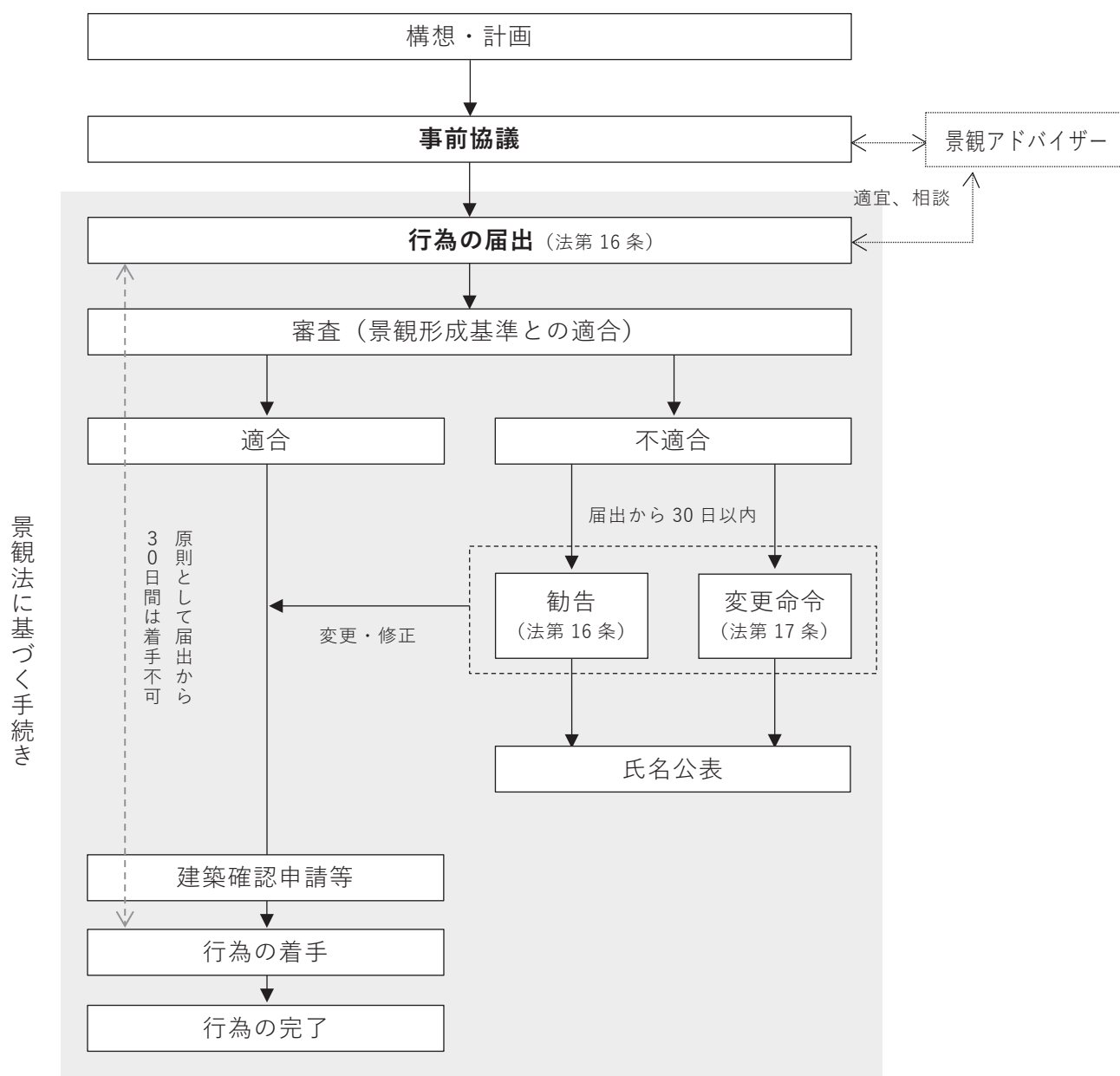
1. 良好な景観の形成のための行為の制限について

目標達成に向けて良好な景観の形成を図るため、

- ① 届出が必要な行為や規模（届出対象行為）と、
- ② 届出対象行為の基準（景観形成基準）を設定します。

また、行為を行う方とともに良好な景観を形成していくためには、構想・計画段階から景観に関する検討が必要となります。このため、景観法に基づく「行為の届出」に先行して、事業主体と市などで「事前協議」を行い、設計前に景観への配慮事項を調整していきます。

■ 届出の流れ



2. 行為の制限・設定の考え方

朝比奈地区の特徴的な景観は、展望台周辺から、自然～里山～集落～市街地～浜岡砂丘までの眺望です。

しかし、農地の荒廃化による太陽光発電施設（営農型含む）、農地の転換による新たな工作物、高い建物や派手な建物等の建設により、眺望景観が阻害される恐れがあります。

このため、眺望景観の範囲を対象に、良好な眺望との調和や眺望軸を阻害しない位置に配慮する方向で基準を設定します。

3. ゾーン区分

眺望景観の範囲は広大であり、今後発生する建築物や工作物が場所によって異なることや、距離によって見え方が異なることが考えられるため、届出が必要な範囲を分けて設定します。

① 茶畑や公園が良く見える範囲：特に景観誘導を図る『眺望景観特別保全エリア』

… 「公園区域」+「あらさわ地区農地保全の会管理区域」+「展望台周辺～閑田院南側道路までの範囲（展望台周辺から南側に700mの範囲）」

② 農地が見える範囲：景観誘導を図る『眺望景観保全エリア』

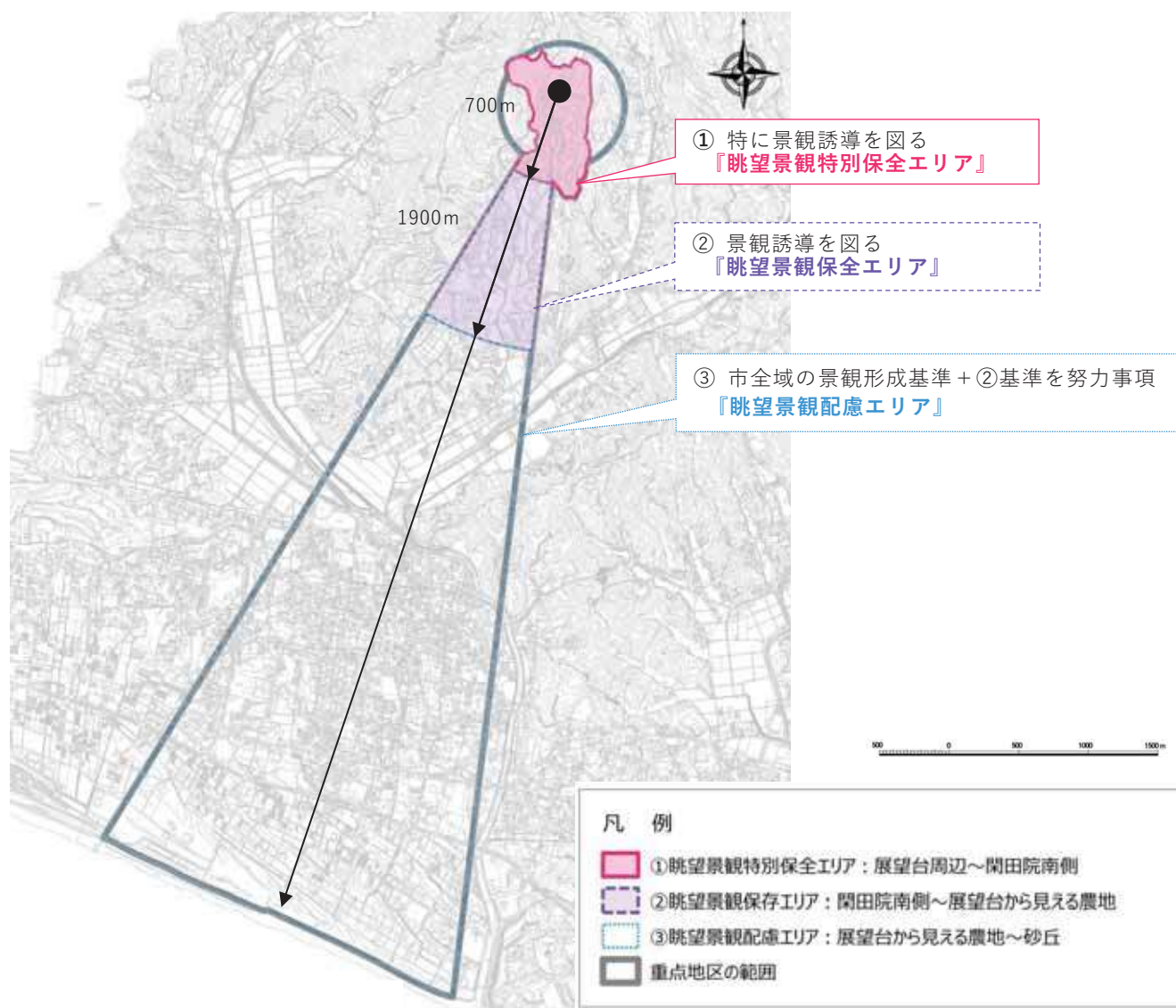
… 範囲①～農地までの範囲（展望台周辺から南側に1900mの範囲）

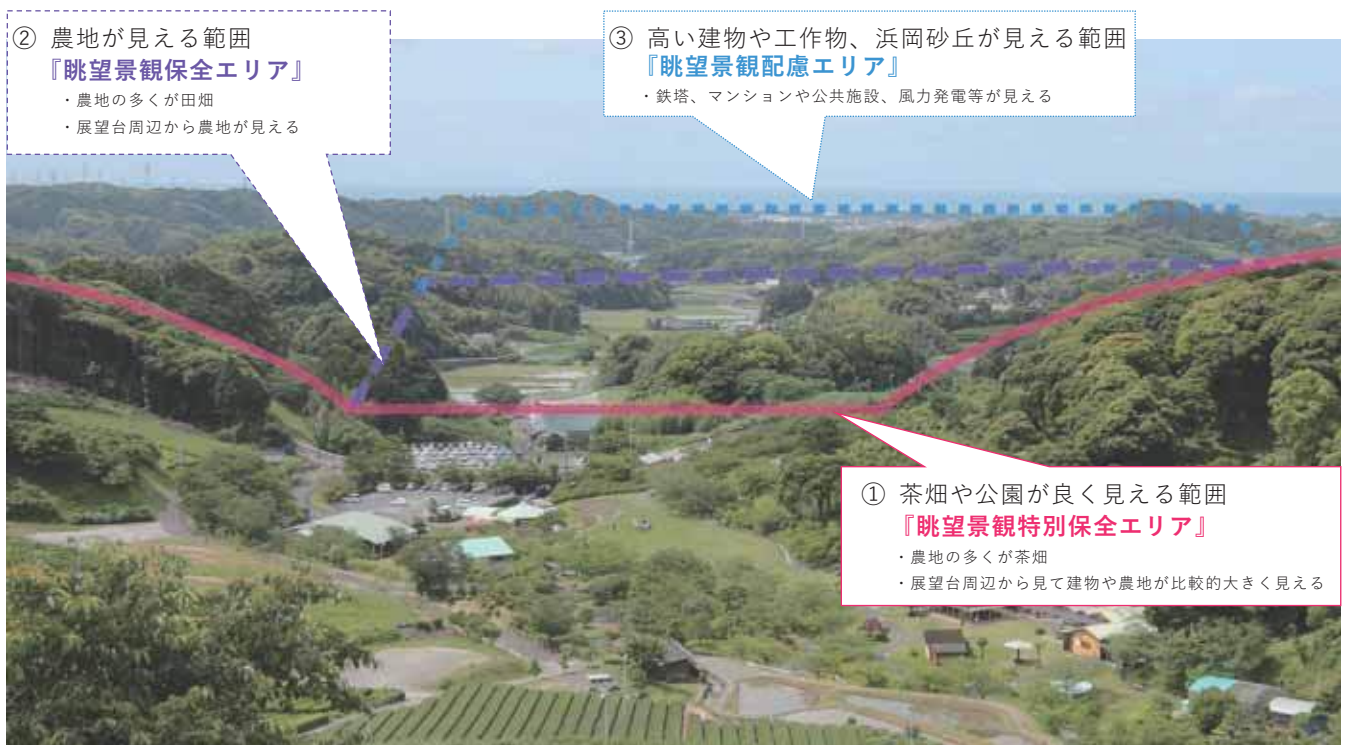
③ 高い建物等や浜岡砂丘が見える範囲：市全域の誘導基準+②基準を努力事項とする

『眺望景観配慮エリア』

… ②の農地～浜岡砂丘までの範囲等

■ 展望台周辺から見た、重点地区と届出対象行為の範囲





4. 届出対象行為

(1) 建築物

行為の種別	ゾーン区分	届出対象要件 (以下のいずれかに該当するもの)
・建築物(※1)の新築、増築、改築 もしくは移転、外観を変更する こととなる修繕もしくは模様 替えまたは色彩の変更の行為	① 眺望景観特別保全 エリア	・高さ(※3) 10m超 ・延べ床面積 200 m ² 超 ※ただし、見付面積(※2) 1/2 未満の外観 の変更の場合は、届出対象外とする
	② 眺望景観保全エリア	・高さ(※3) 10m超 ・延べ床面積 500 m ² 以上 ※ただし、見付面積(※2) 1/2 未満の外観 の変更の場合は、届出対象外とする
	③ 眺望景観配慮エリア	・高さ(※3) 10m超 ・延べ床面積 1,000 m ² 以上 ※ただし、見付面積(※2) 1/2 未満の外観 の変更の場合は、届出対象外とする

※1 「建築物」とは、建築基準法第2条第1号に規定する建築物とする。

※2 「見付面積」とは、張間（短辺）方向又はけた行き（長辺）方向の鉛直投影面積のこと。（建築基準法施行令第46条第4項）

※3 「高さ」とは、建築基準法で定める高さとする。

(2) 工作物

行為の種別	ゾーン区分	届出対象要件	
・工作物の新設、 増築、改築も しくは移転、 外観を変更す ることとなる 修繕もしくは 模様替または 色彩の変更 (※3)	① 眺望景観特別保全 エリア	・ 太陽光発電事業	・ 全ての規模
		・ 自動販売機	・ 全ての規模
		・ その他工作物	・ (要件は以下参照)
	② 眺望景観保全エリア	・ 太陽光発電事業	・ 事業区域 500 m ² 以上
		・ その他工作物	・ (要件は以下参照)
	③ 眺望景観配慮エリア	・ その他工作物	・ (要件は以下参照)

青字は
重点地区
独自基準

■ その他工作物の届出

行為の種別		届出対象要件
・ 工作物の新設、増築、改築もしくは移転、外観を変更すること となる修繕もしくは模様替または色彩の変更 (※3)	垣・柵・擁壁・その他これらに類するもの	・ 高さ (※3) 3 m超 ※ただし、見付面積 (※2) 1/2 未満の外観の変更の場合は、届出対象外とする
	その他、以下の工作物 ・ 煙突、排気塔 その他これらに類するもの ・ 鉄筋コンクリート造の柱、鉄柱、木柱 その他これらに類するもの ・ 高架水槽、物見塔 その他これらに類するもの ・ コンクリートプラント、アスファルトプラント その他これらに類するもの ・ 石油、ガス、穀物等を貯蔵する施設 その他これらに類するもの ・ 電気供給のための電線路、有線電気通信の線路、空中線系（その支持物を含む） その他これらに類するもの ・ 風力発電施設 その他これらに類するもの ・ その他、良好な景観形成に支障を及ぼす恐れがあると市長が認めたもの	・ 高さ (※3) 10m超 ※ただし、見付面積 (※2) 1/2 未満の外観の変更の場合は、届出対象外とする

※2「見付面積」とは、張間（短辺）方向又はけた行き（長辺）方向の鉛直投影面積のこと。（建築基準法施行令第46条第4項）

※3「高さ」とは、建築基準法で定める高さとする。

（3）開発行為

行為の種別	ゾーン区分		届出対象要件
・ 開発行為 (都市計画法第 4 条 第 12 号)	① 眺望景観特別保全エリア		・ 開発区域 10,000 m ² 以上
	② 眺望景観保全エリア		
	③ 眺望景観配慮 エリア	都市計画区域	・ 開発区域 3,000 m ² 以上
		都市計画区域外	・ 開発区域 10,000 m ² 以上

(4) その他の行為

行為の種別	ゾーン区分	届出対象要件
・木竹の伐採	① 眺望景観特別保全エリア ② 眺望景観保全エリア	・事業区域 1,000 m ² 以上
・その他、土地の形質の変更 (御前崎市土地利用事業) (※4)	全域	・事業区域 1,000 m ² 以上

青字は
重点地区
独自基準

※4 「その他、土地の形質の変更（御前崎市土地利用事業）」とは、御前崎市土地利用事業の適正化に関する指導要綱第2条に定められた事業

※ ただし、次の行為は届出を要しないものとする。

根拠	行為の種別
景観法第16条第5項	・国または地方公共団体が行う行為（ただし、通知は必要）
景観法第16条第7項	・通常の管理行為、軽易な行為 ・非常災害のため必要な応急措置 ・景観重要建造物について許可を受けて行う行為 ・景観重要公共施設の整備 ・景観重要公共施設について許可を受けて行う行為 ・国立公園、国定公園の特別地域等において許可を受けて行う行為（ただし、景観計画に基準が定められている場合） ・地区計画等の区域内において行う土地の区画形質の変更、建築物の建築等 など
景観法施行令第8条	・地下における行為 ・仮設の工作物の建設等 ・除伐、間伐、整枝など木竹の保育のために通常行われる伐採 ・枯損した木竹、危険な木竹の伐採 ・自家の生活のために必要な木竹の伐採 ・法令に基づく処分による義務の履行として行う行為 ・農業、林業又は漁業を営むために行う行為で、以下のいずれにも該当しないもの (1) 建築物の建築等 (2) 高さが1.5mを超える貯水槽、飼料貯蔵タンクその他これらに類する工作物の建設等 (3) 用排水施設（幅員が2m以下の用排水路を除く。）又は幅員が2mを超える農道もしくは林道の設置 (4) 土地の開墾 (5) 森林の皆伐 (6) 水面の埋立て又は干拓 など
景観法施行令第10条	・国指定の文化財の指定地域で行う行為 など

5. 景観形成基準

(1) 建築物

青字は
重点地区
独自基準

独自基準

項 目		内 容																											
配置	—	・周辺の地形やまちなみなど景観の基調を確認し、 高台からの眺望の中で 目立った印象とならないような配置とするよう努める。																											
高さ	—	・ 高台から見下ろす眺望 を阻害しない高さとなるよう努める。 ・自然景観や周辺のまちなみ景観を阻害しない高さとなるよう努める。																											
形態	—	・周辺の景観との調和に配慮した形態及び意匠とするよう努める。																											
意匠	色 彩	・建築物の外壁や屋根は、派手な色彩を避け、周辺の自然や農地に調和した色彩とするよう努める。 ・具体的には、日本産業規格 Z 8721「三属性による色の表示方法」（以下、マンセル値）において、下記の範囲とするよう努める。 <table><tr><td></td><td>色 相</td><td>明 度</td><td>彩 度</td></tr><tr><td rowspan="6">外装色</td><td rowspan="2">0 R ～ 4. 9 Y R</td><td>3 以上 8. 5 未満</td><td>4 以下</td></tr><tr><td>8. 5 以上</td><td>1. 5 以下</td></tr><tr><td rowspan="2">5 Y R ～ 5. 0 Y</td><td>3 以上 8. 5 未満</td><td>6 以下</td></tr><tr><td>8. 5 以上</td><td>2 以下</td></tr><tr><td rowspan="2">その他</td><td>3 以上 8. 5 未満</td><td>2 以下</td></tr><tr><td>8. 5 以上</td><td>1 以下</td></tr><tr><td rowspan="2">屋根</td><td>0 R ～ 5. 0 Y</td><td>6 以下</td><td>4 以下</td></tr><tr><td>その他</td><td>6 以下</td><td>2 以下</td></tr></table> * 無彩色はその他の色相に該当		色 相	明 度	彩 度	外装色	0 R ～ 4. 9 Y R	3 以上 8. 5 未満	4 以下	8. 5 以上	1. 5 以下	5 Y R ～ 5. 0 Y	3 以上 8. 5 未満	6 以下	8. 5 以上	2 以下	その他	3 以上 8. 5 未満	2 以下	8. 5 以上	1 以下	屋根	0 R ～ 5. 0 Y	6 以下	4 以下	その他	6 以下	2 以下
		色 相	明 度	彩 度																									
	外装色	0 R ～ 4. 9 Y R	3 以上 8. 5 未満	4 以下																									
8. 5 以上			1. 5 以下																										
5 Y R ～ 5. 0 Y		3 以上 8. 5 未満	6 以下																										
		8. 5 以上	2 以下																										
その他		3 以上 8. 5 未満	2 以下																										
		8. 5 以上	1 以下																										
屋根	0 R ～ 5. 0 Y	6 以下	4 以下																										
	その他	6 以下	2 以下																										
	マンセル値の規定に係わらない場合	・木材や石材等の自然素材、レンガ、土壁、ガラス、銅等の金属材、コンクリート等の表面に着色していない素材により仕上げられる場合はマンセル値の規定に係わらない。 ・地域の景観特性を表すものであると市長が認めるものは、マンセル値の規定に係わらない。																											
緑化	—	・建築物との調和を図りながら、行為地内はできる限り緑化し、周囲に柵等を設ける場合は、生垣とするよう努める。																											
付属施設	—	・屋上に設ける設備は、外部から見えにくい位置に設置するか、目隠し等により見えにくくするよう努める。 ・電気室、機械室、トイレ、ゴミ置場等は、目立たない位置に配置するとともに、建物本体や周辺景観と調和するデザインとするよう努める。																											

青字は
重点地区
独自基準

(2) 工作物

項 目		内 容
太陽光 発電 設備	配置・ 高さ・ 緑化	- 重点地区範囲内かつ高台から眺望できる場所への設置は、良好な景観を阻害する恐れがあるため、避けて設置するよう努める。 - やむを得ず視認できる場所に設置する場合、樹木の植栽による遮へいや設置角度の工夫などにより、周辺の景観への影響が軽減するよう配慮に努める。 - 太陽光モジュールの最上部は、できるだけ低くし、周囲の景観から突出しないよう努める。
	色彩	- 太陽光モジュールは、黒又は濃紺もしくは低明度かつ低彩度の目立たないものとし、低反射で模様が目立たないものを使用するよう努める。 - フレームは、モジュール部分と同様のものとし、低反射のものとするよう努める。附属設備の色彩は、周辺の景観と調和するものとするよう努める。
自動販売機		自然景観等の周辺景観と調和する色彩若しくは、高台からの眺望から見えない配置とするなど、目立ち過ぎないようにするよう努める。

項 目		内 容																										
配置	—	・周辺の地形やまちなみなど景観の基調を確認し、 高台からの眺望の中で 目立った印象とならないような配置とするよう努める。																										
高さ	—	・ 高台から見下ろす眺望 を阻害しない高さとなるよう努める。 ・自然景観や周辺のまちなみ景観を阻害しない高さとなるよう努める。																										
形態 意匠	—	・周辺の景観との調和に配慮した形態及び意匠とするよう努める。																										
	色 彩	色彩 ・工作物の外観は、派手な色彩を避け、 周辺の自然や農地に調和した色彩とするよう努める。 ・具体的には、日本産業規格 Z 8721「三属性による色の表示方法」（以下、マンセル値）において、下記の範囲とするよう努める。 <table><tr><td></td><td>色相</td><td>明度</td><td>彩度</td></tr><tr><td rowspan="6">外装色</td><td rowspan="2">0 R～4. 9 Y R</td><td>3 以上 8. 5 未満</td><td>4 以下</td></tr><tr><td>8. 5 以上</td><td>1. 5 以下</td></tr><tr><td rowspan="2">5 Y R～5. 0 Y</td><td>3 以上 8. 5 未満</td><td>6 以下</td></tr><tr><td>8. 5 以上</td><td>2 以下</td></tr><tr><td rowspan="2">その他</td><td>3 以上 8. 5 未満</td><td>2 以下</td></tr><tr><td>8. 5 以上</td><td>1 以下</td></tr><tr><td rowspan="2">屋根</td><td>0 R～5. 0 Y</td><td>6 以下</td><td>4 以下</td></tr><tr><td>その他</td><td>6 以下</td><td>2 以下</td></tr></table> * 無彩色はその他の色相に該当		色相	明度	彩度	外装色	0 R～4. 9 Y R	3 以上 8. 5 未満	4 以下	8. 5 以上	1. 5 以下	5 Y R～5. 0 Y	3 以上 8. 5 未満	6 以下	8. 5 以上	2 以下	その他	3 以上 8. 5 未満	2 以下	8. 5 以上	1 以下	屋根	0 R～5. 0 Y	6 以下	4 以下	その他	6 以下
	色相	明度	彩度																									
外装色	0 R～4. 9 Y R	3 以上 8. 5 未満	4 以下																									
		8. 5 以上	1. 5 以下																									
	5 Y R～5. 0 Y	3 以上 8. 5 未満	6 以下																									
		8. 5 以上	2 以下																									
	その他	3 以上 8. 5 未満	2 以下																									
		8. 5 以上	1 以下																									
屋根	0 R～5. 0 Y	6 以下	4 以下																									
	その他	6 以下	2 以下																									

項 目			内 容
形態 意匠	色 彩	マンセル 値の規定 に係わら ない場合	・木材や石材等の自然素材、レンガ、土壁、ガラス、銅等の金属材、コンクリート等の表面に着色していない素材により仕上げられる場合は、マンセル値の規定に係わらない。 ・地域の景観特性を表すものであると市長が認めるものは、マンセル値の規定に係わらない。
緑化	－		・工作物との調和を図りながら、行為地内はできる限り緑化するよう努める。
堀、柵	－		・建物本体や周辺のまちなみと調和し、透過性の確保や緑化により、圧迫感のないものとするよう努める。

(3) 開発行為

青字は
重点地区
独自基準

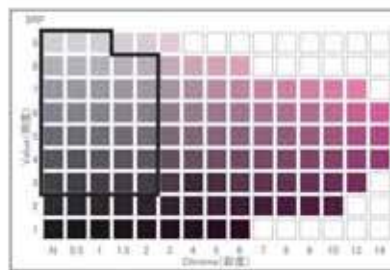
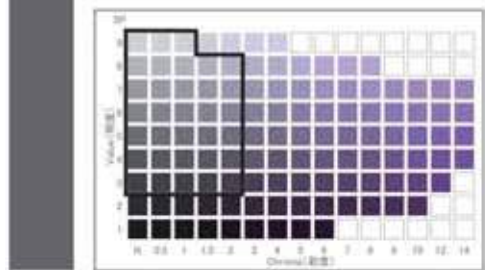
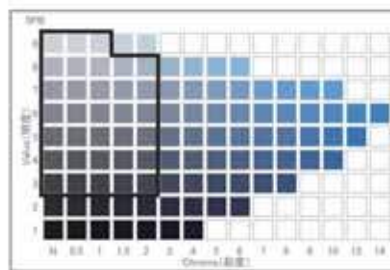
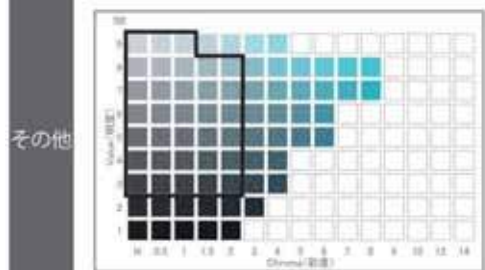
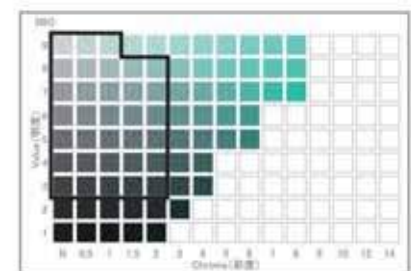
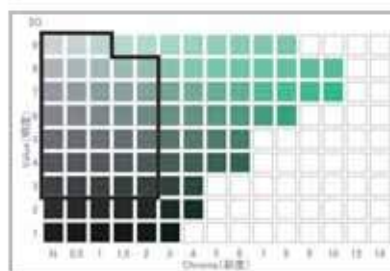
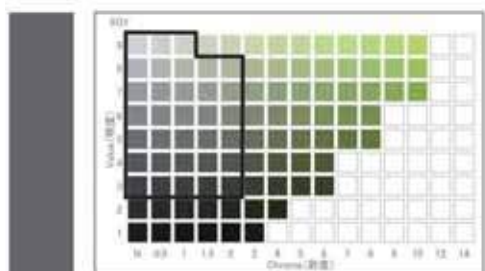
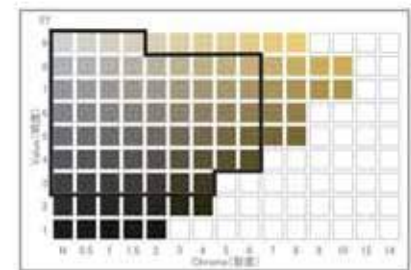
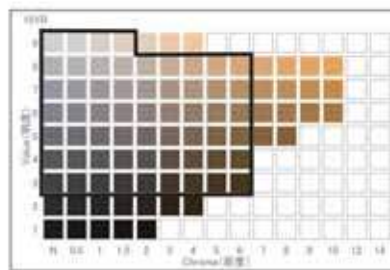
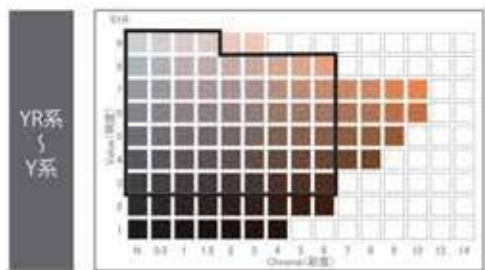
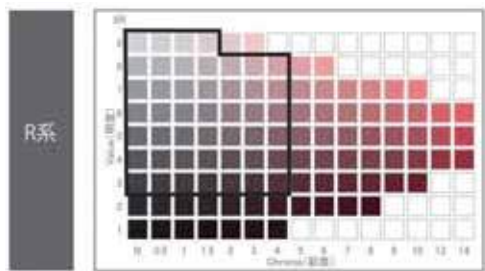
項 目	内 容
土地の形状	・地形の改変をできる限り少なくし、長大な法面や擁壁が生じないように努める。 ・山の近傍では、稜線を乱す地形改変を避けるよう努める。
緑化	・できるだけ周囲にある既存樹木等の保全に努める。 ・擁壁の表面は、周辺の景観と調和し、素材の特性を活かしたものとするとともに、描画等を行わないよう努める。 ・緑化により、行為地が目立たないように努める。

(4) その他の行為

青字は
重点地区
独自基準

項 目	内 容
木竹の伐採	・行為の範囲は、必要最小限とし、高台からの眺望からできるだけ見えない位置とするよう努める。 ・高台からの眺望からできるだけ行為が見えないような方法を取り、周辺の景観と調和するよう配慮に努める。 ・行為の跡地は、緑化などにより、周辺の景観と調和するよう努める。
その他、土地の形質の 変更 (御前崎市土地利 用事業)	・土地の形質の変更は、必要最小限とするよう努める。 ・行為後の土地の地形や景観が、周辺の景観と著しく不調和にならないよう配慮に努める。 ・周囲にある既存樹木等の保全に努める。 ・緑化により、行為地が目立たないように努める。

■ 色彩基準一覧



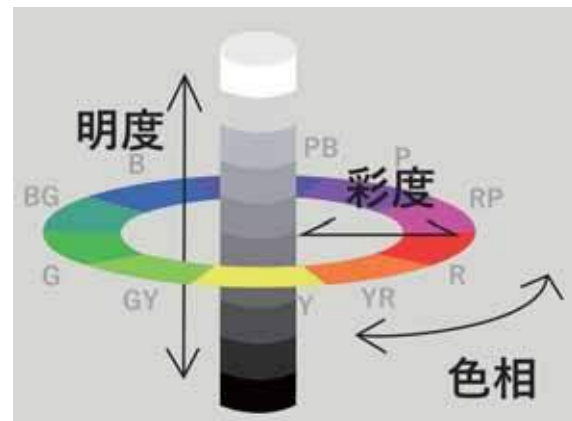
□ コラム：マンセル値について

【色の種類】

- 色は、赤・黄色・緑・青・紫の基本となる5色と、基本色の中間色であるオレンジ、黄緑、青緑、青紫、赤紫（ピンク）の10種類で構成されている。

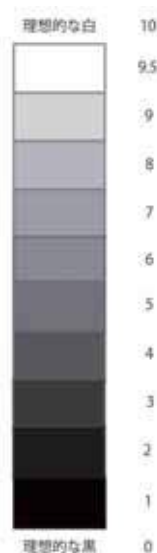


- 景観計画では10種類ある色を正確に伝えるために、色を「色合い（色相）」、「明るさ（明度）」、「鮮やかさ（彩度）」で表現するマンセル値を用いて色を示す。



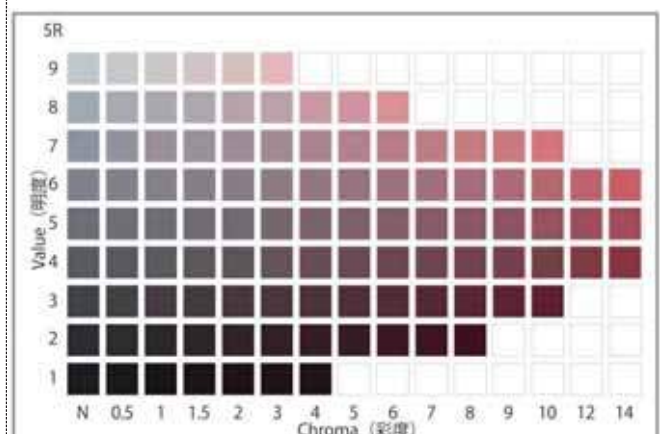
【色の明るさ】

- 色の明るさは、0 から 10 の数字で表す。
- 数字が大きいと明るく、小さいと暗くなる。
- 明度 10 は最も明るい白、明度 0 は最も暗い黒となる。



【色の鮮やかさ（彩度）】

- 鮮やかさは、0 から 16 の数字で表す。
- ※ 鮮やかさの上限は色相・明度によって異なる
- 数字が大きいほど鮮やかになる。



6. 努力事項

(1) 防風ネット

青色の防風ネットは自然や農地景観の中で目立ち、また誘目性のある色だと考えられます。

よって、ふじのくに色彩・デザイン指針（社会資本整備）」（静岡県）を参考に、**景観に調和する色を推奨**します。

青字は
重点地区
独自基準

項 目	内 容
色彩	・ 防風ネットは、自然や農地景観に調和する色を用いるよう努める。 ・ ダークブラウンを推奨する。

□ 景観形成の例（公共事業における景観形成の取組み（静岡県））



防風ネットを自然景観に調和するダークブラウンとすることで、農作地の景観になじませている例。（静岡市村松・矢部地区）



ページュ、ダークブラウン、こげ茶、黒のネットと現況の青色ネットとの比較検討。

VI 良好な景観形成に向けた取組み

景観形成の方針に沿って朝比奈地区の良好な景観を形成するための取組みを示します。

なお、市民ワークショップで出された取組みは、協働のもと特に推進すべき取組みとして文頭に「◆」を表示しています。

1. 朝比奈地区らしい景観を保全し、受け継いでいく

1 自然景観の 保全	◆希少な植生や植物群落、巨樹・巨木、古木などを保全します。
2 農地景観の 保全	◆荒廃農地の増加が懸念されることから、田園地域の維持のためにこれからも地域での管理を継続していきます。 ・荒廃農地対策として、優良農地に再生できるよう支援制度を周知し、農地を維持していきます。 ◆市民農園、体験農園等を視野に入れながら、集落地の遊休農地の有効活用等農地の多面的な利用を促進します。 ・市民協働で、農地を守る体制づくりや未来の農業者の育成・確保等により、自然と農地が一体となった景観をこれらからも維持していきます。 ◆農作物の転換などを実施し、農地の維持を図ります。
3 宅地等の保全	・宅地と農地や森林の緑が調和した美しい景観のまちづくりを進めます。 ・地域や集落ごとに、特性を持った景観の保全及び形成に配慮していきます。
4 公園施設等の 適切な維持 管理	◆遊具などの施設は、定期的な安全点検、長寿命化計画に基づく修繕などを実施し、安全で安心な公園の維持管理に取り組みます。 ・利用状況と利用者ニーズに配慮した施設の改修に努め、憩いの場を確保します。 ・緑化推進のために、グリーンバンク事業や緑の募金事業などを通じて市民へのPRを推進し、自然と調和した公園景観の充実に努めます。

2 良好な景観が伝わるようにする・景観を活用し魅力を高める

1 観光地景観の形成	・御前崎市の観光プロモーターとして多くの市民が、地域に愛着や関心を持つことで、新たな地域の魅力を創造し、その価値を磨きながら地域独自の旅行商品を造成していきます。 ・各地域が中心となって、ここでしか楽しむことができない体験型観光メニューの開発など、地域の魅力を生かした観光エリアとしての取組みを考え、実行する仕組みづくりを推進します。 ◆市内の美しい景観を映像やインターネットなどによってPRし、観光振興に活用します。
2 農業を活用した交流・にぎわいの創出	・茶畑や里山の自然・歴史・文化資源を活かした市民農園、体験農園、茶園ピクニックの体験などと連携を図り、通過型の観光から滞在型の観光に転換し、活性化を図ります。 ◆地元と管理者が連携した新たな体験メニューを構築していくことで、自然とにぎわいの景観を作り上げていきます。
3 公園の活用	・あらさわふる里公園周辺一帯について、農業振興並びに市民憩いの場としていきます。 ・公園の使い方について市民自らが考え、利用していくことで、活用や保全につなげます。 ・市民の憩いの場である公園・広場等の緑化を推進します。 ・地元住民が公園を使い・愛着を醸成することが、これからもエリアの自然やにぎわいを維持していくことに繋がるため、自然の遊び方を伝える仕組みや活動体制を作り上げていきます。 ◆地元と管理者が連携した新たな体験メニューを構築していきます。
4 地元や管理者とつくるおもてなし景観づくり	・その他の観光地や民間事業者（宿泊施設や観光事業者等）と連携したアクセス方法を検討し、利便性に配慮したおもてなしの場づくりを推進します。 ・公園整備の際は、ユニバーサルデザインやサイン、Wi-Fi等の整備や、BBQ場のネット予約サービスについて管理者とともに検討し、誰でも利用しやすい公園景観づくりを推進します。 ◆わかりやすい案内標識やサイクリングロード、モデルコースの設定など、御前崎市の景観を楽しむことができる、おもてなしの空間整備を検討していきます。
5 美しい景観を伝える視点場づくり	◆あらさわふる里公園の展望台周辺などから見る高台からの景観を伝えるため、視点場の整備を検討、実施していきます。

3 協働で景観まちづくりを進める

1 協働による公園 景観の保全	◆ 市民協働による公園の清掃や草刈りなどの日常管理を積極的に推進し、公園を保全します。 ・ 花の会など管理団体の活動を支援して緑化を推進します。
2 協働による山林 の保全	◆ 山林は放置され、密生し、荒れ地化が進行していることから、土地所有者の協力のもとで適切な管理を行います。山林の適切な管理を推進するにあたっては、地域の植生や自然環境に配慮して、地主や市民などと協働で取り組みます。
3 協働で農地を守る 体制づくりの 推進	◆ 農業者の担い手不足により、荒廃農地化が進んでいます。このため、農家と地域住民が協働して農地保全を行う多面的機能支払交付金事業に取り組む組織を増やすとともに、制度の周知や情報提供などを行い、地域農業を地域で支える体制づくりを支援します。
4 美しい景観の PR	◆ 管理者と協働で PR のためのパンフレットや w e b などを作成し、発信していきます。さらに、協働のもと SNS や回覧板、御前崎地区と朝比奈地区のポスターなどを活用して発信していきます。
5 相互循環の取組 みの推進	◆ 御前崎地区で実施されるイベントに朝比奈地区のお茶を持っていくなど、相互交流のイベントを検討していきます。 … e-bike やサイクリングイベントの検討 … 星空比ばや鯉のぼり、食べ物交流などのイベントの検討 … 御前崎地区と朝比奈地区を巡るスタンプラリーイベントの検討 … 御前崎地区と朝比奈地区の両方での竹灯籠イベントの検討 等 ◆ その他、情報発信やアクセス方法についても相互の連携を検討して取り組みます。 … ライドシェアやオンデマンドタクシーの検討 … e-bike の P R 検討 … 御前崎地区と朝比奈地区をセットにしたモデルコースや誘導看板などの検討 等



■ 景観形成に向けた取組み・位置図

